

## 特定非営利活動法人ジャパンマック

### 役員報酬規程

#### 1. 目的

この規程は、特定非営利活動法人ジャパンマック定款第4章第18条に基づき、役員報酬について基本的事項を定める。

#### 2. 定義

この規程において掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料などの経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

#### 3. 報酬

役員の総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- (1) 報酬の額は月額とし、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。
- (2) 役員に就任した月から報酬を支払うことができる。
- (3) 役員が退任、又は死亡した場合には、その月分の報酬を支給することができる。

#### 4. 報酬の支給日

役員の報酬の支給日は、毎翌月25日とする。

#### 5. 報酬の支払い

役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし法令に基づき役員  
の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金  
額を控除して支払うものとする。

#### 附則

この規程は、令和4年6月28日から施行する。